

## 令和5年度 若年技能者人材育成支援等事業推進計画

実施要領	実施計画の内容
<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p>	<p>(ア) 長崎県地域技能振興コーナーを設置する。</p> <p>(イ) コーナーの相談窓口にコーディネーターを配置し、ものづくりマイスターの効果的な人材派遣における派遣先のニーズの把握に努め、若年技能者の人材育成に係るコーディネート等を行う。</p> <p>(ウ) 事業の実施内容、実施方法、進捗状況等について厚生労働省及び中央技能振興センターと情報を共有し、実施に係る報告等は速やかに行う。</p>
<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>(ア) 長崎県地域技能振興コーナー長は長崎県職業能力開発協会専務理事が兼務するものとする。</p> <p>(イ) コーナー専属職員として、統括コーディネーター、ものづくりコーディネーター及び事務補佐員を配置する。</p>
<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p>	<p>(1)</p> <p>ア 技能五輪全国大会予選の実施</p> <p>(ア) 技能検定と同時に行う予選のほかに、独自職種において長崎県予選を行う。</p> <p>(イ) 県予選は、長崎県職業能力開発協会との共同実施とする。</p>
<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p>	<p>(ウ)</p> <p>a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職種：2職種（試作モデル製作/日本料理）予定</li> <li>・時期：令和5年7月中旬予定/令和6年3月上旬予定</li> <li>・参加予定数：試作モデル製作3人/日本料理4人（競技委員各2人、補佐員各2人に要請予定）</li> </ul>

<p>b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施） 予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。 参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。</p>	<p>(ウ) b 予選会は有料とし、参加費は当県における技能検定2級受検(実技試験)手数料と同額とする。 (技能五輪参加資格から参加者は減免処置対象(35歳未満)となることから、減免処置後の金額 9,200円)</p>
<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>イ 技能五輪及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手及び指導者に対して旅費及び工具運搬費を助成する。 (ア) 技能五輪全国大会 ・場所：愛知県（4泊5日） ・予定人数：18人（選手9、指導者9） (イ) 若年者ものづくり競技大会 ・場所：静岡県（2泊3日） ・予定人数：20人（選手10、指導者10）</p>
<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和5年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	<p>(2) 中央センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターへ提出する。</p>
<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和5年度新規認定を行わない。 両事業のいずれかを認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	<p>(3) 「地域発！いいもの」及び「グッドスキルマーク」の既認定企業等から問い合わせがあった場合は、中央センターへ取り次ぎを行う。</p>
<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について (1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 (中略)</p>	<p>(1) ものづくりマイスターの開拓について 本県においては、離島が多く、高齢化も進んでおり、また登録解除等にて不足しているものづくりマイスター（特に電気溶接、機械機器組立て、とびなど）の確保のため、業界団体とのネットワークを活用しての制度の周知・広報など候補者の情報収集を行う。</p>

<p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>また、企業等の訪問時などでのパンフレット配布やすでに活躍されているものづくりマイスター等からの紹介、検定担当者との密な連携・相談や協会主催の講習会など、あらゆる機会を捉えて周知・広報を行い不足しているものづくりマイスター等の掘起しに努める。</p> <p>令和5年度目標数：ものづくりマイスター認定数：3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・業界団体への訪問活動数：10日程度（新認定基準確定後、下半期随時訪問）</li> <li>・訪問先：県技能士会連合会等の業界団体、県工業連合会、地域連携会議構成員団体、県情報産業協会、IT関連企業、IT関連専門学校・大学等</li> </ul> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターには活動の意思を確認したうえで実技指導等の質を確保し向上させるため、指導技法講習会への受講参加の呼びかけや、センターが作成する資料などを基に、最新版のテキスト配布、事例集等による情報提供を行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く）。</p>	<p>認定を受けたものづくりマイスターに対しては、実技指導に当たる前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知したうえで、指導歴や指導に係る免状等を確認し、必要に応じて受講を促す。</p>
<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>認定にかかる申請書類については新認定基準に基づき、ものづくりマイスターの要件及び対象分野についても十分な確認を行ったうえでセンターへ提出する。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p>	<p>センターが作成する資料などを基にした指導技法講習会を実施し、新たに認定されたものづくりマイスター等に対して受講参加の呼びかけを行う。</p> <p>ア ・実施時期：認定状況によって随時 ・規模：年間2回受講者のべ3人程度を想定</p>
<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.4</p>	<p>イ 研修内容</p>

<p>(2)参照)を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>指導技法講師養成研修を受講したものづくりマイスターによる講習を行う。</p>
<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>ウ 交通費の負担 指導技法講習会および講師養成研修に参加したものづくりマイスターには、既定の交通費を支給する。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p>	<p>センターが主催する「事例発表・意見交換会」については、ものづくりマイスターへ積極的な参加要請を行う。 ・派遣数：2職種、2人(各1人)を想定 (参加者には謝金並びに旅費を支払う。)</p>
<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について (1)若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>(1)ものづくりマイスターの効果的な派遣指導に努めるため、コーナーの相談窓口にてコーディネーターを配置し、若年技能者の人材育成に係るコーディネート等を行う。相談にあたっては、事前の周知、相談ニーズの把握、ものづくりマイスターの選定、派遣先ともものづくりマイスターの事前相談を行うなど、指導内容や派遣に係るルール等について正確に情報収集及び提供を行った上で、指導内容・実施回数等のすり合わせを行う。</p>
<p>(2)ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア)派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。) ② 業界団体(商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。) ③ 工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く。) ④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>若年技能者の人材育成に取り組む中小企業、業界団体、工業高校等に対し、技能競技大会競技課題、技能検定試験問題を活用した実技指導を実施する。また、不特定多数の者に対して指導等を行う場合は、ものづくりに対する興味を得られるよう柔軟にレベルを設定し実施するものとし、依頼先のニーズを的確に把握し、最適なものづくりマイスター等を選定し派遣する。 (ア)【ものづくりマイスター派遣計画】 ①②中小企業・業界団体等 ・派遣日数：企業数(7社・団体)×10日間＝70日 ・マイスター派遣人数：70日×1人＝70人 ・受講者数：1社(団体)1日 2人程度(平均) ・マイスター活動数：派遣日数70日×2人＝140人日</p>

	<p>③工業・農業高校等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣日数：14校(学科等)×3日間=42日</li> <li>・マイスター派遣人数：42日×1.5人=63人</li> <li>・受講者数：1校(学科等)1日 15人(平均)</li> <li>・マイスター活動数：派遣日数42日×15人=630人日</li> </ul> <p>(実施職種例)</p> <p>型枠施工、かわらぶき、鉄工、機械加工、鉄筋施工、造園、建築大工、機械保全、機械検査、機械・プラント製図、和裁、婦人子供服製造、塗装、機械保全、業務用ITソフトウェアソリューションズ、ウェブデザインなど</p> <p>④公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設での開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイスターの派遣人数：4ブース×3人=12人</li> <li>・補助者の派遣人数：4ブース×1人=4人</li> <li>・受講者数：4ブース×20人=80人日</li> </ul> <p>(実施職種例)</p> <p>建築大工、左官、建築板金、陶磁器、畳製作、広告美術、型枠、婦人子供服製造、和裁、造園など</p>
<p>(3)若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p>	<p>ア サポートステーションからの要請があった場合には、積極的に実施の検討を行い、サポートステーションの支援対象者を対象として、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣日数：2日間</li> <li>・マイスター派遣人数：2日×1人</li> <li>・受講者数：1日 5人</li> <li>・マイスターの活動数：派遣日数2日×5人=10人日</li> </ul>
<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>実施予定：5校(平均3組(クラス)、1組の平均児童・生徒数20人を想定)、延べ300人日为目标。</p> <p>受講者5人に対して1人が対応=のべ対応者数60人</p> <p>1組(20人)に対して指導者2人</p> <p>5校×3組×2人=【マイスター30人】</p> <p>のべ対応者60人-マイスター30人=補助者30人</p>

<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>・ <u>企業や農業系学科等のある高等学校にものづくりマイスター対象外職種の熟練技能者を派遣し、技術指導を実施</u></p> <p>(ア) 規模：年間延べ10回実施（派遣者数：10日×1人）</p> <p>(イ) 対象職種：フラワー装飾など</p> <p>(ウ) 対象者数：8人×10回＝80人</p> <p>・ <u>小中学校等への熟練技能者の派遣</u></p> <p>技能の魅力、重要性、技能者の役割、技能の習得方法等について、ものづくりの魅力が伝わるよう、熟練技能者等による製作実演や実技体験を併せて開催します。</p> <p>(ア) 規模：年間を通じて延べ1日程度</p> <p>(イ) 対象職種：フラワー装飾、菓子製造など</p> <p>(ウ) ものづくり参加者：1校×40人×1回＝40人</p> <p>(エ) 派遣者数8人（補助者含む）</p>
<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。</p>	<p>(1) 連携会議の設置</p> <p>本事業をより効果的に推進するため、地方公共団体、経済団体等をメンバーとした「地域連携会議」を設置する。</p> <p>構成団体：13団体（予定）</p> <p>(国) 長崎労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部</p> <p>(県) 雇用労働政策課、長崎高等技術専門校、佐世保高等技術専門校、教育庁義務教育課、教育庁高校教育課</p> <p>(経済団体) 長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、長崎県中小企業団体中央会、長崎県産業振興財団、長崎県中小建設業協会、長崎県技能士会連合会</p>
<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>開催は年2回実施（5月上旬及び12月中旬を予定）</p> <p>ア 第1回議題： 令和4年度事業実績報告、令和5年度の実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施にあたっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）を行う。</p> <p>イ 第2回議題： 令和5年度事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等の報告等。</p>

個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置

- (1) メール誤送付
  - ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。
  - ② 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。
  - ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。
- (2) FAX 先誤り
  - ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。
  - ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。
- (3) 郵送誤り  
宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。
- (4) 手渡し誤り  
手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。
- (5) ウィルス感染  
セキュリティーソフトを常に最新のものに更新し、添付ファイルについては安易に開かない。
- (6) その他  
(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。
- (7) 委託者への速やかな報告  
情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。